

十五世紀の將軍家及び寺家における宋・元・明絵画受容に関する予備的考察

—『蔭涼軒日録』に記される相国寺伝来の絵画を中心に—

吉 田 卓 爾

要 旨

室町將軍三代義満より六代義教を経て八代義政へと至る間に形成された唐物コレクション「東山御物」に関する研究は膨大な数に上る。絵画史分野においては、資料に限りがある中で、將軍の鑑蔵印を有する現存作品の研究や、『御物御畫目録』、『室町殿行幸御鋳記』、『小河御所并東山殿御鋳図』、『君臺觀左右帳記』（諸本）、『圖繪寶鑑』等、重要史料の精査が蓄積されている。

所蔵品目録あるいは画人録といった要素を有する上記諸史料に対し、『蔭涼軒日録』は相国寺塔頭の鹿苑院内に設置された蔭涼軒主の日記であり、性格が大きく異なるため比較し得る部分が少ない。従来、『蔭涼軒日録』の記述は断片的に扱われることが大半であった。

本課題は『蔭涼軒日録』の精査を経て、当時の相国寺に伝来した絵画に関する記述に注目している。当該絵画に関する記述からは、応仁・文明の乱以降の相国寺における絵画受用の在り方が垣間見られる。本稿では『蔭涼軒日録』の記録内容を詳述・検討し、十五世紀の將軍家及び寺家における宋・元・明絵画の受容と室町絵画の

様式変遷について考察を進めていくための足がかりとしたい。

キーワード：室町時代、五山十刹、宋元明絵画、蔭涼軒日録、相国寺

一、はじめに

室町將軍家三代義満より六代義教を経て八代義政へと至る間に形成された唐物コレクションの総称としての「東山御物」について、その実体や変遷を正確に把握することは難しい。度々指摘されている通り、義政在世時における芸術文化受容の在り方が「東山御物」の形成に反映されている訳ではない。絵画史分野においては、資料に限りがある中で、將軍の鑑蔵印を有する現存作品の研究や、『御物御畫目録』、『室町殿行幸御鋳記』、『小河御所并東山殿御鋳図』、『君臺觀左右帳記』（諸本）、『圖繪寶鑑』等、重要史料の精査が蓄積されている。

一方、『御物御畫目録』や「君臺觀左右帳記」など、先に挙げた諸

資料が所蔵品目録あるいは画人録といった要素を有するのに対し、『蔭涼軒日録』は相国寺塔頭の鹿苑院内に設置された蔭涼軒主の日記であり、性格が大きく異なるため比較し得る部分が少なく、従来は『蔭涼軒日録』の記述を断片的に取り上げる研究が大半であった。しかし、将軍御所における会所などの世俗的な空間と、儀式・法要が執り行われる寺院の礼拝空間とでは、絵画資料に求められる機能が大きく異なっていたであろうことは容易に想像され、寺家における舶載絵画の受容について理解する上で、『蔭涼軒日録』の記録は甚だ重要な位置を占めている。加えて、寺家への将軍御成の際の室礼と絵画との関係性が窺われる記録も見出される。

『蔭涼軒日録』に記される絵画資料の多くは現存しない。また、関連性が見出される記録の多くは、応仁・文明の乱以降の復興期に集中している。しかし、特定の作品に関する諸々の問題について、流れを追いながら確認することは、寺家における絵画受用の在り方、収蔵品の形成や伝来について考察する上で参考になるものと思われる。本稿では『蔭涼軒日録』のうち義教及び義政の在世時、即ち永享七年より延徳二年に至る時期に着目し、当時の相国寺における絵画作品の受容や伝来について考察する。

具体的には、第一に絵画受容の在り方について考察する前提として、絵画の記録と密接に係る将軍御成の状況について確認する。即ち『蔭涼軒日録』では多くの場合、将軍御成の際の室礼の記録に付随する形で絵画作品に関する記述が見出される。第二に将軍御成の状況を踏まえて、『蔭涼軒日録』の絵画に関する記述を取り上げながら、

当時の相国寺における御成の際の室礼と絵画との関係について考察を加える。

なお、本稿は鹿苑寺嘱託研究員として実施した調査・研究成果の一部である。

本文中の年号の表記については、元号と西暦との併記を基本とするが、既出の年号については西暦の併記を省略する。史料名には『』を使用するが、『君臺観左右帳記』については内容の異なる複数の写本が確認されているため、「」を使用し、「」の下に○で写本の系統を記す。なお、絵画等の作品名について、史料中の記述を引用する際は「」を使用し、固有の作品として取り上げる際は、現存しない作品であっても（～）を使用する。

二、寺家への将軍の御成

本章では寺家への将軍御成の状況について確認しておきたい。本来であれば現存する『蔭涼軒日録』の記録を総て抽出すべきであるが、本稿は将軍御成の詳細や変遷ではなく、当該時期の絵画の受容状況を問題としている。義教在世期については現存する記録の最初期、即ち永享七年（一四三五）及び同八年（一四三六）、記録の中断前の永享十二年（一四四〇）、以上三年分の状況を代表して取り上げる。同様に義政在世期については最初期の長祿二年（一四五八）、応仁・文明の乱後による記録中断前の寛正六年（一四六六）、記録が再開された文明十六年（一四八四）より義政薨去直前の長享二年（一四八八）に

至るまでの五箇年を取り上げる。数年間の間隔が空いてしまうものの、各時期の御成の傾向を確認することは十分に可能であろう。御成の詳細や変遷については、別の機会に『蔭涼軒日録』における將軍御成の全記録を明示し、考察を加えたい。

なお、文明十六年より長享二年に至る五年間の記録を連続して取り上げることに關して、『蔭涼軒日録』に見出される絵画資料の記録は、大半が当該時期に集中している。即ち、応仁・文明の乱直後、寺家における年忌法要や將軍御成の復興期にあたり、義政期の絵画受容の様相を示す記録として甚だ重要である。不規則ながら、この時期の將軍御成については五年分連続して取り上げる。

いま挙げた各年の御成について諸寺院ごとに一覧にまとめる(表1〜18)。各年の御成について表の如くに整理を加えた場合、以下、二つの傾向が見出される。一点目は義教による永享年間の御成と義政による長祿・寛正年間の御成との間には多くの共通点が見出されること。二点目は応仁・文明の乱による記録中断の前後で、御成の回数や目的地に大きな変化が見られることである。以上二点の傾向を、先の分類に従って寺院ごとに確認する。^①

(一) 相国寺及び相国寺塔頭(表1〜11)

相国寺への御成において、義教在世期より義政在世期の末まで一貫して継続されているものは意外に少なく、以下の五件が挙げられる。第一は一月十八日の寺家への年初御成であり、御成の先は鹿苑院である(表2白鼠)。第二は五月六日の鹿苑院への御成であり、三代義満

の年忌にあたる(表2灰色)。第三は七月十四日の鹿苑院への御成であり、施食(施餓鬼)の日にあたる(表2茶鼠)。第四は十二月十八日の勝定院への御成であり、四代義持の年忌の日にあたる(表3灰色)。第五は四月十四日の雲頂院への御成であるが、具体的な目的については確認中であり、現在のところ不明である(表4白鼠)。

以上から、將軍家において如何に義満の存在が大きく、また義満の影堂である鹿苑院での行事が重要であるかが理解される。第四の通り、義持の年忌に際して、義持の祠堂である勝定院への將軍御成が一貫して継続されていることも、相国寺への御成の性格を考察する上で興味深い。なお義教の代には月命日にあたる毎月六日には鹿苑院、また毎月十八日には勝定院への御成があった(表2下線・表3下線)。

歴代將軍や一族の年忌という視点で概観すると、義政在世期には六代義教の祠堂普廣院への御成が、年忌にあたる六月二十四日及び施食にあたる七月十四日と十五日に毎年行われている(表5灰色・茶鼠)。同様に日野重子の祠堂勝智院(道場は鹿苑院に設営)への御成も年忌にあたる八月八日に実施される(表6灰色)。義政の代には先祖の年忌法要を重視していた様子が窺える。

他方、寺家に関わる御成としては、九月二十八日・二十九日の開山忌(夢窓疎石)への御成が挙げられ、義教の代には方丈、鹿苑院、塔院崇壽院への御成が度々行われる(表1斜字下線・表2斜字下線・表7斜字下線)。義政の代にも寛正五年(一四六五)までは各所の開山忌への御成が度々見られるが、記録中断直前の寛正六年以降、九月二十八日・二十九日の開山忌に関する記述が見られなくなる。

表 1-1【義教】相国寺御成

永享八年 (1436)		永享十二年 (1440)	
1月19日	當寺方丈	1月19日	方丈
2月15日	當寺都文寮	2月15日	都文寮、當院
4月13日	當寺方丈	4月25日	當寺
6月2日	方丈	9月2日	方丈
8月12日	方丈	10月29日	山門
9月29日	當寺開山忌	12月5日	山門開方丈
10月27日	當寺方丈	12月11日	當寺都聞寮

表 1-2【義政】相国寺御成

長祿二年 (1458)		寛正六年 (1466)		文明十七年 (1485)		文明十九年/長享元年(1487)	
1月19日	方丈	1月19日	當寺方丈	4月14日	相国寺方丈	1月19日	相国寺方丈
9月15日	當寺	2月13日	當寺方丈	4月28日	相国入寺御成	4月14日	(祈禱始)法堂
12月2日	(當寺)方丈	2月15日	都聞寮	7月15日	相国寺施食	7月15日	相国寺施食
		8月6日	當寺	文明十八年 (1486)		長享二年 (1488)	
		8月7日	當寺轉經	1月19日	方丈(相国)	1月19日	方丈(相国)
		応仁・文明の乱		5月4日	當寺方丈(當苑院年忌)	7月15日	相国寺施食
		文明十六年 (1484)		7月15日	法堂	長享三年 (1489)	
		藤涼軒日録には記載なし		8月16日	相国寺	藤涼軒日録には記載なし	

表 2-1【義教】鹿苑院御成

永享七年 (1435)		永享十二年 (1440)	
7月6日	鹿苑院	1月18日	當院御成始
7月8日	鹿苑院	2月8日	當院
8月8日	當院	3月6日	當院
9月28日	當院開山忌	3月8日	當院
10月9日	當院	4月6日	當院
11月6日	當院	5月1日	當院
11月8日	當院	5月4日	當寮
12月6日	當院	5月5日	當院昭堂
12月8日	當院	5月6日	鹿苑院三十三回忌
永享八年 (1436)		5月8日	當院本坊
1月18日	當院御成始	6月6日	當院
3月6日	當院	6月8日	當院
3月8日	當院	6月11日	當院
4月6日	當院	6月13日	當院御坊
4月8日	當院	7月6日	當院
5月6日	當院	7月8日	御坊月忌御成始
5月8日	當院	7月14日	當院
6月6日	當院	8月6日	畫院御坊
6月8日	當院	8月8日	御坊
6月13日	當院	9月6日	當院
7月14日	當院	9月8日	當院御燒香
7月15日	當院	9月28日	當院開山忌
8月6日	當院	9月30日	鹿苑院
8月8日	當院	10月6日	御坊
9月6日	當院	11月6日	御坊
9月8日	當院	11月8日	御坊
9月28日	當院開山忌	12月6日	御坊
10月10日	當寮	12月7日	當院(實鹿院年忌)
11月6日	當院	12月8日	當院
11月8日	當院	12月29日	當院
12月8日	當院		

表 2-2【義政】鹿苑院御成

長祿二年 (1458)		寛正六年 (1466)		文明十七年 (1485)		長享二年 (1488)	
1月18日	南院本坊	1月18日	當院	4月28日	鹿苑院	1月18日	鹿苑
2月24日	藤涼軒	2月8日	當院	5月6日	鹿苑院殿御年忌	2月7日	鹿苑院
3月24日	藤涼軒	3月6日	當院御月忌	7月13日	鹿苑院施食	2月13日	逆修七年忌(義政)
4月24日	藤涼軒	4月6日	鹿苑院殿御月忌	7月14日	鹿苑院	3月9日	藤涼軒か
5月6日	當院	4月8日	當院	7月15日	鹿苑院(朝晩)	3月12日	鹿苑院
5月24日	當軒	4月24日	藤涼軒	9月3日	鹿苑院(佛光忌)	3月18日	鹿苑院
6月9日	當院還附御成	5月6日	當院	文明十八年 (1486)		4月19日	鹿苑院
7月13日	當院昭堂	5月8日	藤涼軒	1月18日	鹿苑	4月25日	逆修33年忌(義政)
7月14日	當院昭堂本坊	5月24日	當軒	5月6日	鹿苑院殿御年忌	5月6日	鹿苑院殿御年忌
7月15日	當院昭堂本坊	6月6日	當院御月忌	7月13日	鹿苑院施食	7月14日	鹿苑院昭堂本坊
6月5日	當寺方丈	6月8日	藤涼軒	7月14日	鹿苑院	7月15日	鹿苑院昭堂本坊(朝晩)
7月24日	藤涼軒	7月8日	當軒	7月15日	鹿苑院(朝晩)	長享三年 (1489)	
8月24日	當軒	7月13日	當院施食	文明十九年/長享元年(1487)		3月15日	鹿苑院詩會
9月3日	當院	7月14日	鹿苑院昭堂本坊	1月18日	鹿苑院		
9月16日	當院	7月15日	鹿苑院	2月7日	逆修(義政)		
9月28日	當院開山忌	7月24日	藤涼軒	2月13日	逆修(義政)		
10月24日	當軒	8月8日	藤涼軒	2月20日	逆修(義政)		
11月24日	當軒	8月24日	藤涼軒	2月27日	逆修(義政)		
12月20日	藤涼軒	9月6日	當院御月忌	3月5日	逆修(義政)		
12月24日	藤涼軒	9月8日	藤涼軒	3月12日	逆修(義政)		
12月29日	當院	10月8日	藤涼軒	3月19日	逆修(義政)		
		10月24日	藤涼軒	3月24日	鹿苑院		
		11月6日	當院月忌	3月26日	逆修(義政)		
		11月8日	藤涼軒	4月21日	鹿苑院		
		11月8日	當院	4月27日	鹿苑院		
		11月24日	藤涼軒	5月6日	鹿苑院殿御年忌		
		12月8日	藤涼軒	7月13日	鹿苑院施食		
		12月20日	藤涼軒	7月14日	鹿苑院施食		
		12月24日	藤涼軒	7月15日	鹿苑院施食(朝夕)		
		12月30日	當院	7月17日	鹿苑院行始		
		応仁・文明の乱		7月23日	鹿苑院		
		文明十六年 (1484)		8月2日	鹿苑院		
		9月20日	于起問御覽普請	8月7日	鹿苑院(宿忌)		
				8月8日	勝賢院殿 2 5 年忌		
				11月15日	逆修大祥忌(義政)		
				11月21日	鹿苑院		

表 3-1 【義教】勝定院御成

永享七年 (1435)		永享八年 (1436)		永享十二年 (1440)	
7月18日	勝定院 (無)	1月21日	勝定院	1月21日	勝定院
8月18日	勝定院 (無)	3月12日	玉潤軒	3月18日	勝定院
9月18日	勝定院 (無)	4月18日	勝定院 (略す)	4月18日	勝定院
10月20日	玉潤軒	5月18日	勝定院	4月28日	勝定院
11月18日	勝定院	5月18日	勝定院	5月18日	勝定院
12月18日	勝定院	6月18日	勝定院	7月18日	勝定院
		7月18日	勝定院	8月18日	勝定院
		11月18日	勝定院	9月18日	勝定院
				12月18日	勝定院殿年忌

表 3-2 【義政】勝定院御成

長祿二年 (1458)		応仁・文明の乱	
1月22日	勝定院	文明十七年 (1485) より 文明十八年 (1486) まで	
8月7日	勝定院遷附御成		
8月12日	玉潤軒遷附御成	藤涼軒日録には記載なし	
8月24日	勝定院	文明十九年/長享元年(1487)	
8月24日	玉潤軒	12月18日	勝定院殿年忌
12月18日	勝定院殿年忌	長享二年 (1488) より 長享三年 (1489) まで	
寛正六年 (1466)			
12月18日	勝定院	藤涼軒日録には記載なし	
藤涼軒日録には記載なし			

表 4-1 【義教】雲頂院御成

永享七年 (1435)	
7月19日	雲頂院
永享八年 (1436)	
2月6日	雲頂院
4月14日	雲頂院
8月5日	雲頂院
9月11日	雲頂院
10月29日	雲頂院
永享十二年 (1440)	
2月6日	雲頂院
4月10日	雲頂院
4月14日	雲頂院
9月6日	雲頂院

表 4-2 【義政】雲頂院御成

長祿二年 (1458)		文明十七年 (1485) より 文明十八年 (1486) まで	
2月6日	雲頂院	藤涼軒日録には記載なし	
4月14日	雲頂院		
6月25日	雲頂院遷附御成	文明十九年/長享元年(1487)	
9月4日	雲頂院	4月14日	(新編軸)雲頂院
寛正六年 (1466)		長享二年 (1488) より 長享三年 (1489) まで	
2月6日	雲頂院		
4月14日	雲頂院	藤涼軒日録には記載なし	
9月12日	雲頂院		
応仁・文明の乱			
文明十六年 (1484)			
藤涼軒日録には記載なし			

表 5 【義政】普広院御成

長祿二年 (1458)		寛正六年 (1466)		文明十七年 (1485)	
1月26日	普広院	1月24日	普広院	6月24日	普広院(御年忌御願書)
4月24日	普広院	2月24日	普広院	7月14日	普広院
5月24日	普広院	4月8日	普広院	7月15日	普広院
6月24日	普広院殿御年忌	4月24日	普広院	文明十七年 (1485)	
7月14日	普広院	5月24日	普広院	6月24日	普広院御年忌
7月15日	普広院昭堂	6月24日	普広院(普広院25年忌)	7月14日	普広院
8月24日	普広院	7月14日	普広院如恒	7月15日	普広院
10月24日	普広院	7月24日	普広院	文明十九年/長享元年(1487)	
11月24日	普広院	8月24日	普広院	6月24日	普広院
12月24日	普広院	10月8日	普広院(御月十四日の公)	7月14日	普広院施食
		10月24日	普広院	7月15日	普広院
		11月24日	普広院	長享二年 (1488)	
		12月24日	普広院	藤涼軒日録には記載なし	
		12月30日	普広院	長享三年 (1489)	
		応仁・文明の乱		6月24日	普広院(年忌)
		文明十六年 (1484)		7月14日	普広院
		藤涼軒日録には記載なし		7月15日	普広院

表 6 【義政】勝智院御成

長祿二年 (1458)		文明十七年 (1485)		文明十九年/長享元年(1487)	
藤涼軒日録には記載なし		8月8日	勝智院(御年忌)	7月29日	勝智院
寛正六年 (1466)		9月3日	勝智院	8月8日	勝智院(勝智院25年忌)
藤涼軒日録には記載なし		9月10日	勝智院	長享二年 (1488) より 長享三年 (1489) まで	
文明十六年 (1484)		文明十八年 (1486)			
藤涼軒日録には記載なし		8月8日	勝智院	藤涼軒日録には記載なし	

表 7-1 【義教】崇壽院御成

永享七年 (1435)	
藤涼軒日録には記載なし	
永享八年 (1436)	
1月26日	崇壽院
12月6日	崇壽院
永享十二年 (1440)	
1月26日	崇壽院
7月25日	崇壽院(延引)
7月28日	崇壽院
9月30日	崇壽院

表 7-2 【義政】崇壽院御成

長祿二年 (1458)		文明十七年 (1485) より 長享三年 (1489) まで	
9月29日	崇壽院開山忌	藤涼軒日録には記載なし	
寛正六年 (1466)			
1月26日	崇壽院		
応仁・文明の乱			
文明十六年 (1484)			
藤涼軒日録には記載なし			

表 8-1 【義教】大智院御成

永享七年 (1435)	
藤涼軒日録には記載なし	
永享八年 (1436)	
2月7日	大智院
5月2日	大智院
永享十二年 (1440)	
4月3日	大智院
9月7日	大智院
9月10日	大智院

表 8-2 【義政】大智院御成

長祿二年 (1458)		文明十七年 (1485)	
4月7日	大智院	4月15日	大智院
12月19日	大智院遷附御成	文明十八年 (1486) より 長享三年 (1489) まで	
寛正六年 (1466)		藤涼軒日録には記載なし	
2月7日	大智院		
応仁・文明の乱			
文明十六年 (1484)			
藤涼軒日録には記載なし			

表 9-1【義教】大徳院御成

永享七年 (1435)	
藤涼軒日録には記載なし	
永享八年 (1436)	
2月9日	大徳院
12月20日	大徳院
永享十二年 (1440)	
藤涼軒日録には記載なし	

表 9-2【義政】大徳院御成

長祿二年 (1458)		文明十七年 (1485)より 長享三年 (1489)まで	
2月9日	大徳院	藤涼軒日録には記載なし	
9月14日	大徳院遷附御成		
12月23日	大徳院舊例御成		
寛正六年 (1466)			
2月9日	大徳院		
応仁・文明の乱			
文明十六年 (1484)			
藤涼軒日録には記載なし			

表 10-1【義教】常徳院御成

永享七年 (1435)	
10月14日	聯輝軒
永享八年 (1436)	
2月11日	常徳院
2月21日	聯輝院
4月3日	常徳院新坊
11月18日	常徳院
永享十二年 (1440)	
藤涼軒日録には記載なし	

表 10-2【義教】常徳院御成

長祿二年 (1458)		文明十七年 (1485)より 長享三年 (1489)まで	
2月11日	常徳院	藤涼軒日録には記載なし	
9月3日	聯輝軒		
寛正六年 (1466)			
2月11日	常徳院		
応仁・文明の乱			
文明十六年 (1484)			
藤涼軒日録には記載なし			

表 11-1【義教】法住院御成

永享七年 (1435)	
藤涼軒日録には記載なし	
永享八年 (1436)	
2月23日	法住院
永享十二年 (1440)	
2月18日	法住院

表 11-2【義政】法住院御成

長祿二年 (1458)		文明十七年 (1485)	
2月18日	法住院	9月10日	往生院
寛正六年 (1466)		文明十八年 (1486)より 長享三年 (1489)まで	
4月16日	法住院	藤涼軒日録には記載なし	
文明十六年 (1484)			
藤涼軒日録には記載なし			

その他、二月中の大智院（七日）、大徳院（九日）、常徳院（十一日）、法住院（十八日）への御成は、義教の代より応仁の乱以前までは継続されているが、乱以降は廃れてしまったようである（表8白鼠・表9白鼠・表10白鼠、表11白鼠）。

(二) 等持寺及び等持院（表12）

等持寺及び別院等持院（北等持寺）は足利将軍家の菩提寺と位置づけられ、等持寺及び等持院への御成は義教、義政とも重視していた様子が窺える。応仁の乱以降、御成の回数減少するものの、一月二十四日の年初の御成及び七月十四日・十五日の施食の御成は、欠かすことなく継続されており、先の相国寺での歴代将軍や一族の年忌に関わる御成と類似するものと看做し得る（表12白鼠・茶鼠）。

(三) 鹿苑寺（表13）

鹿苑寺への御成は、回数は少ないものの、義教・義政期を通じて年に一度は実施されている。注目されるのは、義教の代には日程が不規則であるのに対し、義政の代になると毎年十月十五日に御成が行われていることである（表13白鼠）。観月等の具体的な記述は見出されないが、仲秋の名月との関わりがあるのであるか。この点については今後の課題としておきたい。

後で確認する通り、五山十刹寺院への御成が応仁の乱以降、記録に見出されなくなることを顧慮すれば、鹿苑寺が義政や将軍家にとって如何に重要な場所であるかが垣間見られる。

表 12-1 【義教】 等持寺・等持院御成

永享七年 (1435)	
7月15日	等持院
9月24日	等持寺開山忌
12月21日	等持寺都管寮
永享八年 (1436)	
1月24日	等持寺
1月29日	等持院
2月3日	等持寺
5月8日	等持院
7月14日	等持寺
7月15日	等持院
8月16日	等持院
9月24日	等持寺
11月4日	等持寺
12月11日	等持寺
永享十二年 (1440)	
1月24日	等持寺
3月10日	等持寺
5月2日	等持寺
5月8日	等持院
6月27日	等持寺都管寮
8月23日	等持寺
9月4日	等持寺
9月24日	等持寺開山忌
9月30日	等持寺
10月5日	等持寺
10月11日	等持寺
12月2日	等持寺

表 12-2 【義政】 等持寺・等持院御成

長祿二年 (1458)	
1月24日	等持寺
1月29日	等持院
6月23日	等持寺
7月2日	等持院遷附之御成
7月14日	等持寺、佛殿祠堂
7月15日	等持院、昭堂本坊
9月21日	等持寺
9月24日	等持寺開山忌
寛正六年 (1466)	
1月29日	等持院
2月16日	等持寺
4月13日	等持寺
4月23日	等持寺
6月15日	等持寺
7月14日	等持寺施食
7月15日	等持院
7月25日	等持院
応仁・文明の乱	
文明十六年 (1484)	
蔭涼軒日録には記載なし	
文明十七年 (1485)	
7月14日	等持寺施食
7月15日	北等持(等持院)
9月10日	等持寺入院
文明十八年 (1486)	
1月24日	等持寺
2月16日	等持寺
7月14日	等持寺施食
7月15日	等持院
文明十九年 - 長享元年 (1487)	
1月24日	等持寺
7月14日	等持寺施食
7月15日	北等持
長享二年 (1488)	
1月24日	等持寺
7月14日	等持寺施食
7月15日	北等持
長享三年 (1489)	
蔭涼軒日録には記載なし	

表 13-1 【義教】 鹿苑寺御成

永享七年 (1435)	
8月7日	鹿苑寺
永享八年 (1436)	
2月25日	鹿苑寺
永享十二年 (1440)	
3月17日	鹿苑寺
4月9日	鹿苑寺

表 13-2 【義政】 鹿苑寺御成

長祿二年 (1458)	
10月15日	鹿苑寺
寛正六年 (1466)	
10月6日	鹿苑寺
10月15日	鹿苑寺
応仁・文明の乱	
文明十六年 (1484)	
10月15日	鹿苑寺
文明十七年 (1485)	
10月15日	鹿苑寺
文明十八年 (1486)	
10月15日	鹿苑寺
文明十九年 - 長享元年 (1487)	
6月5日	鹿苑寺
長享二年 (1488) より 長享三年 (1489) まで	
蔭涼軒日録には記載なし	

表 14-1 【義教】 西芳寺御成

永享七年 (1435)	
10月17日	西芳寺
永享八年 (1436)	
3月18日	西芳寺
10月19日	西芳寺
永享十二年 (1440)	
3月8日	西芳寺
4月26日	西芳寺
10月13日	西芳寺

表 14-2 【義政】 西芳寺御成

長祿二年 (1458)	
2月30日	西芳寺
10月3日	西芳寺
12月28日	西芳寺遷附か
寛正六年 (1466)	
3月8日	西芳寺花御成
6月26日	西芳寺
10月5日	西芳寺
応仁・文明の乱	
文明十六年 (1484) より 文明十七年 (1485) まで	
蔭涼軒日録には記載なし	
文明十八年 (1486)	
5月22日	西芳寺
文明十九年 - 長享元年 (1487)	
7月29日	西芳精舎
長享二年 (1488) より 長享三年 (1489) まで	
蔭涼軒日録には記載なし	

(四) 西芳寺(表14)

西芳寺への御成も鹿苑寺と同様の傾向を示している。応仁の乱以降の再開時期はやや遅れるものの、義教の代より義政在世期の末まで御成が確認される。寛正六年三月二日条には「西芳寺花御成」の記述が見られ、三月や十月の御成が多く確認できることから、春や秋といった自然・景色の美しい時期の御成が通例であったと目される(表14白鼠)。

(五) 五山寺院(表15)

本稿では『蔭涼軒日録』の記録のみを対象としており、今後は他の史料も広く取り上げていく予定であるが、『蔭涼軒日録』の記録から判断すると、五山寺院への御成は、応仁の乱以前と以降とで大きく状況が異なる。義教の代より応仁の乱以前までは、五山別格南禅寺、第一位天龍寺、第三位建仁寺、第四位東福寺への御成は万遍なく行われている。第五位万寿寺への御成も、やや頻度が下がるもの見出される。しかしながら、各寺院塔頭への御成も含めて、相国寺への御成に比べると大幅に回数が少ない。また日程や時期についても不規則であり、特に重要な御成として定例化している様子は見られない。

また、管領細川家の祠堂である岩栖院、守護大名山名家の祠堂である南禅寺塔頭の栖真院や同じく南禅寺塔頭の眞乗院内にある遠碧軒への御成も、応仁の乱以前には行われている(表15白鼠)。

(六) 十刹寺院(表16)

十刹寺院では臨川寺及び寶幢寺への御成が大半を占める(表16白鼠)。両寺院が室町将軍家と特に関係の深い夢窓疎石及び春屋妙葩に關わる寺院であることに起因するものと考察される。臨川寺における開山夢窓疎石の塔所である三會院、寶幢寺における開山春屋妙葩の塔所である鹿王院への御成も度々見出される(表16白鼠下線)。

しかしながら、応仁の乱以降、御成が確認できるのは文明十七年六月十五日の三會院への御成と、文明十九年八月十三日の鹿王院への御成との僅か二回のみである。後者については将軍家と關わりの深い春屋妙葩一百年忌への御成であり、通常の御成とは区別すべきであることを附言しておく。

(七) 小結

ここまで将軍家と關わりの深い寺院及び五山十刹寺院への御成について確認してきた。応仁の乱以降、御成の在り方は大きく変化し、将軍家と關わりの深い相国寺及び同寺塔頭、等持寺・等持院、鹿苑寺、西芳寺、三會院、鹿王院へと御成の場所が限定されていく様子が看取された。以上の傾向は、次章での考察の前提として甚だ重要である。即ち、応仁の乱以降の御成や法要の復興と、同時期の相国寺における絵画の受容とは不可分の関係にある。

なお、今後は本稿で触れていない相国寺塔頭やその他の寺院への御成、参詣の記録についても精査が必要である。参考として本稿で触れていない相国寺塔頭への御成について表を挙げておく(表17・18)。

表 15-1 【義教】五山寺院御成

永享七年 (1435)	
8月6日	永泰院
9月22日	慶寿院
10月4日	天龍寺
10月10日	岩栖院
10月13日	雲居庵
11月7日	栖真院
11月7日	逸碧軒
11月14日	万寿寺
11月15日	天龍寺
12月13日	西来院
永享八年 (1436)	
3月9日	嘉應井善入寺
3月11日	香嚴院
3月17日	永明院
4月19日	建仁寺
4月20日	雲居庵
4月29日	嘉應院
5月13日	建仁寺
5月30日	雲居庵
閏5 / 3	清住院
5月4日	天龍寺
8月27日	栖真院
9月3日	雲居庵
9月10日	南禪
9月30日	嵯峨開山忌
10月28日	岩栖院
11月24日	雲居庵

表 15-1 【義教】五山寺院御成

永享十二年 (1440)	
4月2日	天龍寺
4月5日	嘉應軒
4月16日	建仁寺方丈
4月20日	天龍寺年始
4月27日	清住院
5月3日	雲居庵
6月18日	建仁寺方丈
6月20日	建仁寺
6月21日	東福寺
6月23日	雲居庵
8月4日	南禪寺
8月17日	南禪集景軒
9月5日	栖真院
9月5日	逸碧軒
9月11日	南禪寺方丈
9月14日	万壽寺
9月17日	天龍寺方丈
9月21日	東福寺
9月30日	雲居庵
10月2日	南禪集慶軒
10月10日	歸雲院
10月14日	岩栖庵
10月19日	嘉應軒

表 15-2 【義政】五山寺院御成

長祿二年 (1458)	
2月21日	嘉應軒
2月27日	萬壽寺
2月29日	建仁寺
3月9日	三聖寺
3月15日	清住院
4月8日	栗林庵
4月26日	西来院
6月6日	栖真院
6月11日	南禪寺
6月17日	歸雲院
6月21日	天龍寺方丈還附御成
8月4日	香嚴院
9月20日	金剛院還附御成
9月27日	岩栖院
9月30日	金剛院
9月30日	天龍寺雲居庵、本坊
10月14日	永泰院
10月16日	永泰院
10月25日	東福寺還附御成
10月27日	建仁寺還附御成
11月19日	萬壽寺還附御成
12月27日	通玄寺
寛正六年 (1466)	
5月15日	香嚴院
*9月30日	嵯峨開山忌
応仁・文明の乱	
文明十六年 (1484) より 長享三年 (1489) まで	
藤涼軒日録には記載なし	

表 16-1 【義教】十刹寺院御成

永享七年 (1435)	
9月15日	鹿王院
9月20日	寶幢寺
9月26日	鹿王院
12月23日	大徳寺
永享八年 (1436)	
4月17日	三會院
5月10日	三會院
5月13日	鹿王院
11月22日	大徳寺
11月24日	臨川寺、南芳院
永享十二年 (1440)	
3月11日	三會院
9月3日	寶幢寺
9月30日	三會院
10月7日	臨川寺
10月8日	眞如寺
10月17日	南芳院

表 16-2 【義政】十刹寺院御成

長祿二年 (1458)	
3月9日	臨川寺
3月11日	三會院
3月11日	臨川寺
8月25日	臨川寺還附御成
9月30日	臨川寺三會院
11月10日	安國寺還附御成
12月17日	鹿王院還附御成
応仁・文明の乱	
文明十六年 (1484)	
御成なし	
文明十七年 (1485)	
6月15日	三會院
文明十八年 (1486)	
御成なし	
文明十九年 - 長享元年 (1487)	
8月13日	鹿王院(春屋妙範百年忌)
長享二年 (1488) より 長享三年 (1489) まで	
藤涼軒日録には記載なし	

表 17 【義教】その他の御成

永享七年 (1435)	
9月14日	* 惠林院
10月14日	聯輝軒
永享八年 (1436)	
11月18日	長徳院
永享十二年 (1440)	
4月21日	乾徳院
10月23日	大光明寺

表 18 【義政】その他の御成

長祿二年 (1458)	
3月17日	慶雲院
7月21日	慶雲院
4月13日	雲澤軒
寛正六年 (1466)	
7月21日	慶雲院
12月18日	慶雲院
応仁・文明の乱	
文明十六年 (1484)	
藤涼軒日録には記載なし	
文明十七年 (1485)	
藤涼軒日録には記載なし	
文明十八年 (1486)	
5月3日	雲澤軒(鹿王院御成忌)
5月5日	雲澤軒半寮(鹿王院年忌)
文明十九年/長享元年(1487)	
4月14日	(折禰始)雲澤軒
長享二年 (1488) より 長享三年 (1489) まで	
藤涼軒日録には記載なし	

三、相国寺の絵画と将軍の御成

『蔭涼軒日録』に記された将軍御成の状況について確認することにより、応仁・文明の乱以降の室町将軍家と相国寺との関係性が垣間見られた。本章では相国寺における絵画受容の問題について検討してみたい。

本稿の内容に関係する画家（画題）に限り、基本的な事項について確認するための参考として、『御物御書目録』、『室町殿行幸御鋳記』、『小河御所并東山殿御鋳図』、『君臺觀左右帳記』（群書類従本）、『圖繪寶鑑』、以上の各資料における記載内容を一覧に示しておく。（表19）

(一)「相国方丈三幅一對」

『蔭涼軒日録』文明十八年一月十八日条より文明十九年七月二十三日条にかけて、相国寺方丈所用と目される三幅一對の絵画の存在が七度に亘って確認される。一見すると「相国方丈三幅一對」という表記は、特定の絵画を指す固有名詞とは看做しがたく、単に相国寺の方丈において三幅一對の資料が使用された際の記録として看過されかねない。しかしながら、前後の文脈を丁寧に読み込み、当該資料に関する記録がなされた時期（年月日）、当該資料に関する個々の記録がなされた背景や具体的理由（行事、使用目的、使用場所、貸借、修復）、当該資料の基本事項（伝来、由緒、画題、作者）を精査すると、各条の記述が同一の絵画資料を指していることが理解される。以下、時系列で記述を確認する。

a) 御成の室礼①

・文明十八年一月十八日条⁽²⁾

（前略）早且謁東府。奉報今日鹿苑院御成事。非白案内。五鼓刻可有御成之由以堀川殿白之。直往鹿苑院。先入昭堂。次御後架。次御所間客殿歴覽之。客殿三幅一對。本尊布袋。脇猿猴。牧溪筆。顯山相公御寄進于相国方丈。普廣相公御代方丈頌題出之。珊月溪住持時也。喬年和尚談之。（後略）

前章にて確認した通り、正月十八日は寺家への年初の御成にあたり、渡御の先は相国寺塔頭の鹿苑院であった。本記録にも「往鹿苑院」とあり、例年通り鹿苑院において年初の御成が実施されている。注目されるのは後半「客殿三幅一對。本尊布袋。脇猿猴。牧溪筆。顯山相公御寄進于相国方丈。」の記述であり、二つのことが読み取れる。第一は鹿苑院客殿に牧溪筆の中幅「布袋」、脇「猿猴」とする三幅一對の絵画が用いられたこと。第二は当該資料が「顯山相公」、即ち四代義持によって、「相国方丈」所用の絵画として寄進されたことである。⁽³⁾

b) 御成の室礼②

・文明十九年一月十八日条⁽⁴⁾

（前略）相公曰、客殿所掛之三幅者為 換御寄進也。愚分明不覺而白。勝定院殿御寄進。相公曰。不然。普廣院被寄之也。愚乃應 台言。相公曰。畫者鹿苑殿御寄進乎。愚雖不識應 台言。諾之。愚此御書御寄進之時。以布袋為題。於方丈有頌。月溪和尚住持之時也。蓋去年今日。松喬年所話也。今追憶而白也。（後略）

ここでも、正月十八日に行われる鹿苑院御成の際の室礼が話題になっている。「客殿所掛之三幅者」とあり、當年も鹿苑院客殿に三幅

表 19、本稿が引用する『蔭軒日記』の記載に見出される画家の基本事項等一覧（本稿に關係する画題に限る）
※ 1、各項目の*印は筆者の仮定。 ※ 2、二重下線は写本の誤写とされる部分

Table with columns: 画家名, 資料名, 記載箇所1, 記載箇所2, 記述内容・記述の詳細. Rows include artists like 君澤, 牧溪, 沈信忠, 馬遠, etc., with detailed entries for their works and historical records.

定の絵画資料が存在したことは傾首されるところであろう。

C) 画題と筆者

・文明十九年一月十九日条⁶⁾

(前略) 又(相公)曰。客殿所掛之三幅。脇之猿⁹⁾牧溪也。本尊布袋筆如何。愚等云。本尊亦牧溪也。相公曰不然。乃鹿苑惟明和尚其外諸老相尋則皆牧溪筆云々。鹿苑侍衣妙喜首座曰。外題云布袋無筆者名。以其實白相公。年來牧溪之筆之由皆白之。相公一笑耳。又問曰。布袋贊何人。愚今朝與住持俱見之。其名細字而不分明。

以實答之。座起令惟明横川二老見之。則皆不分明云々。又以實奉答。脇猿有牧溪名否。答曰。於畫中有其名。又問曰。牧溪者與佛光如何。答曰佛光之法眷也。無準之小師也。(後略)

・文明十九年一月廿四日条⁷⁾

(前略) 相公曰。相國寺方丈布袋。先日遣相阿令見下題。牧溪之筆云々。愚語曰。先日於方丈問之則下題書布袋耳。無牧溪字云々。以故白之。後相尋則有牧溪字。相公曰。贊者何人。愚曰。有約翁字不知其人。(後略)

・文明十九年一月晦日条⁸⁾

(前略) 取寄相國方丈三幅一對。點檢之則本尊外題布袋牧溪筆無印贊曰。抱箇布袋拄杖。拄杖愁々癡々。肚裏撈攘嘆。更言彌勒下生也。是隔靴抓痒。紹定庚寅結

夏日。天台約翁宗久敬贊。按紹定三年庚寅之南宋理宗第六年也。日本後堀河院

第九年寛喜二年也。脇畫猿。外題牧溪筆。題左⁹⁾絹曰。咸淳己巳端午牧溪。有印。

又題右幅曰。牧溪。有印無年。按咸淳五年己巳。南宋渡宗第五年。日本龜山法皇⁹⁾□(宇)文永六年也。自紹定庚寅至咸淳己巳。蓋其間相去四十年也。彼三幅以昌

待者還之方丈。(後略)

・文明十九年二月三日条⁹⁾

(前略) 同供 台覽。又方丈三幅布袋牧溪筆。紹定庚寅結夏日。天台約翁宗久敬贊。

無印。猿牧溪筆。咸淳己巳端午。牧溪有印。自紹定三年庚寅至咸淳五年己巳。其間四十年來。庚寅者日本後堀河院寛喜二年也。己巳者龜山法皇文永六年也。(中略、別件のため) 約翁宗久者不知為何人。庚寅己巳之間四十年則此布袋非牧溪真筆乎。(後略)

一月十九日条は相國寺方丈への年初御成関する記録であり、当該絵画の画題及び筆者と贊者が問題にされている。続く廿四日条、晦日条は十九日条で述べられた筆者の問題について確認した際の記録と目される。更に、二月三日条には結論が記される。なお、一月廿四日条には「相國寺方丈布袋」、同晦日条には「相國方丈三幅一對」の語が見出される。

各条を要約すると、十九日条では中幅「布袋」の筆者及び贊者について義政が確認を求めるが、瑞智惟明、横川景三、亀泉集証をはじめ、その場に居合わせた諸老も含めて、義政が納得する回答を見出せていない。廿四日条では後日、相阿弥が遣わされ、下題を確認した結果、「牧溪」の字が有り、贊には「約翁」とあったことが亀泉より義政に報告されている。晦日条には「點檢」とあり、改めて「相國方丈三幅一對」の各幅の贊に記された紀年銘の確認が行われている。二月三日条では、先の一月廿四日に実施した点検結果をうけて、再び「方丈三幅」を台覽に供し、贊者約翁宗久の素性を詳らかにし得ないこと、また贊に記される紀年名の分析から、中幅「布袋」と脇「猿」との間に四十年の隔たりがあること、更には中幅「布袋」は牧溪の真筆とは看做し難いことが報告されている。

d) 表具の改装

・文明十九年四月七日条¹⁰⁾

(前略) 自方丈以菊侍者云。三幅壹對表槽之事。先日被仰出。即今日相阿方可請取之由白之。可渡否。愚云。儘見渡之可然云々。(後略)

・文明十九年四月廿二日条

(前略) 牛時相阿來云。方丈三幅壹對。雖可改表槽之由有台命。畫大而恰好之板無之。故不得改之。然間先如元可置方丈之命有之持之語方丈。則住持退之故無請取仁如何。愚乃召能才請客頭渡與之。曰可渡都寺。之請之都寺。以前相阿所出之請取扶持之來。留相阿有宴。(後略)

文明十九年四月七日条には「自方丈以菊侍者云。三幅壹對表槽之事。」、同廿二日条には「方丈三幅壹對。雖可改表槽之由有台命。」とあり、共に方丈所用三幅一對の表具の改装に関する記録と目される。また、七日条は相阿弥への受渡し、廿二日条は相阿弥からの受取りについて記しており、両記録の間隔が約二週間という短期間であること、両記録の間に位置する記録に、他の絵画や軸の表装に関する記述が見出されないことから、両条の記述内容は一連のものとして看做される。

両記録中の「三幅壹對」について画題や筆者に関する具体的な記述は見出されない。しかしながら、亀泉は詳述しなくとも「方丈三幅壹對」と記すのみで想起される作品であるからこそ、いま問題となつてくる表装に関する情報のみを記録しているのであろう。

七日条において、方丈より菊侍者が亀泉を訪ね、相阿弥への受渡しについて確認していること、また廿二日条において、相阿弥が亀泉を

訪ね、元の通り方丈へ置いておくよう命じられたものの、住持が退き、受け取る者が居ない旨を伝えていること、最終的に都寺に渡していることも、先の考察と矛盾しない。貴重な資料であるからこそ、住持不在の状況で、関係者が亀泉の元を訪ねているのであり、亀泉自身も詳細を記録しているのである。

興味深いことは、絵(本紙)が大きく、相応しい板が無いため、表装を改められなかったと、相阿弥が述べている点である。また、改装を断念していることも注目される。改装は破損等の差し迫った状況に対応するための必須の作業ではなかったのであろうか。

e) 御成の室礼

・文明十九年七月廿三日条¹²⁾

(前略) 五鼓半時前謁鹿苑。歴覽昭堂祠堂東西之棧敷次本坊御後架御所間客殿等。方丈之三幅壹對掛之。於御所間置公文箱。(後略)

本条は鹿苑院御成の記述である。年初御成と同様に鹿苑院客殿に「方丈之三幅壹對」が用いられている。当該絵画に関する具体的な記述は見出されないが、特記すべき事項がない中で、「方丈之三幅壹對」という語が見出されることの意味は大きい。

即ち、年初御成ではなく、七月廿三日に行われた鹿苑院御成に際して、鹿苑院客殿に方丈所用の三幅一對を用いていること自体に、記録を留めておくべき理由があると捉えるべきであろう。鹿苑院で方丈所用の絵画を用いることが例外的であるからこそ、記録の必要が生じたものと看做される。

先に確認した年初御成の記述においても、方丈所用の三幅一對と鹿

苑院客殿という、什物の伝来過程や所蔵場所と使用場所との関係性に、記録を要する理由が内在しているものと考えられる。『蔭涼軒日録』では年初御成に際して、例年、詳細な記述がなされている一方、室札に用いられた絵画や軸に関する「三幅一對」などの語が見出されるのは先の二例のみである。附言すれば、本節c) 項やd) 項で取り上げた記述も、¹³⁾画題¹⁴⁾や¹⁵⁾筆者¹⁶⁾、¹⁷⁾表装¹⁸⁾といった特別な事情、解決すべき問題、継承すべき事柄を記録するためのものと看做されよう。

(二)「鹿苑院三幅一對」

『蔭涼軒日録』には、前節の〈相國方丈三幅一對〉とは別に、鹿苑院所用と目される「鹿苑院三幅一對」なる絵画が九度に亘って記録されている。記録の時期は、文明十九年二月六日条より長享元年十月晦日に至り、前節の場合と同様に応仁・文明の乱以降の一時期に集中している。以下、具体的に記述の内容と経過を確認する。

a) 逆修勤行の御成

・文明十九年二月六日条¹³⁾

(前略) 奉報來日七日鹿苑勤行之儀相調八鼓刻御成御焼香之事。(中略) 遂往鹿苑
歴覽客殿以下處々。本尊張思恭筆釋迦。左邊開山像。右邊相公御俗體之御壽像掛
之。(後略)

・文明十九年二月七日条¹⁴⁾

(前略) 此日東相公御逆修勤行始之。(中略) 御成于本房道場。本尊思恭筆釋迦。左
邊開山像。右邊慈照院御壽像。(後略)

・文明十九年三月廿六日条¹⁵⁾

(前略) 此日御逆修滿散。早旦詣鹿苑院。五鼓半時前御成。(中略) 々々(焼香)了
自客殿内御成于御所間。道場毀之。三幅三具足如平常之時。自御所間御成于客殿。
(後略)

文明十九年二月六日条には「奉報來日七日鹿苑勤行之儀相調八鼓刻御成御焼香之事。」とあり、翌七日に鹿苑院での勤行に際して御成があることが記される。勤行については、遡る二月三日条に「相公御逆修中斷酒定。齋御精進。太不可然。每七日御焼香。」と詳細が記され、翌七日条にも「東相公御逆修勤行」とある。即ち本条は翌七日より始まる義政の逆修のための室札について記している。鹿苑院客殿には本尊として「張思恭筆釋迦」、その左に「開山像(夢窓國師)」、右に「相公御俗體之御壽像(俗体義政像)」が準備されている。掛け軸の室札は、翌七日条にも六日条と同じ内容が記されている。

更に同年三月廿六日条は「御逆修滿散」と記す通り、逆修が始められた二月七日より七七日(四十九日)に当たり、勤行が区切りを迎えた際の様子を記録している。特に注目されるのは「道場毀之。三幅三具足如平常之時。」の記述である。勤行が区切りを迎え、逆修のために設けられた道場が解かれ、更に「三幅三具足」を平常の状態に戻している。即ち、先の「張思恭筆釋迦」は特別な場合にのみ使用する絵画ということになる。ただし平常時の室札については、次頁b) で触れる逆修の室札とも関係する問題であり、本条の記述のみでは明確にし得ない。

b) 伝来と修理経過

・文明十九年六月八日条⁽¹⁶⁾

(前略) 愚謹白。鹿苑院三幅一對亂中失却。今所掛三幅一對。近年買之。張思恭筆釋迦也。表昏事外不好也。自然古表昏御座之時。御寄進仰之由。院主連々被白之。相公曰。召相阿彼畫之取寸方。可供。台覽可被仰付之命有之。相公曰。鹿苑無為之時所掛彩畫釋迦有御覺云々。愚白。蔭涼軒顏輝筆釋迦三尊有之。所能覺也。本坊之三幅一對不覺云々。相公曰。蔭涼之三幅者能覺之。本坊之三幅不分明云々。

(後略)

・文明十九年六月九日条⁽¹⁷⁾

(前略) 就鹿苑三幅一對之事召相阿。々々近日不例。加養生。一兩日之間可來云々。

自鹿苑三幅到來。張思恭筆。釋迦文殊普賢。(後略)⁽¹⁸⁾

・文明十九年六月十二日条⁽¹⁸⁾

(前略) 又鹿苑院三幅一對供。台覽。表昏之寸法被留御前。三幅皆可為本尊表昏。

相阿近日不例出仕者可被命云々。(中略) 來八月勝智院殿御佛事。於鹿苑院可有御

沙汰。其命傳之鹿苑院。次三幅一對返之。(後略)⁽¹⁹⁾

・文明十九年六月十六日条⁽¹⁹⁾

(前略) 鹿苑院釋迦三尊。遣相阿宅。蓋自東府表昏之事被命之。(後略)⁽²⁰⁾

・長享元年十月廿二日条⁽²⁰⁾

(前略) 鹿苑院三幅一對金襴裝裱出來。相阿持來。乃以丹老贈鹿苑。西芳寺十六羅

漢二幅亦修復而以同相阿持來。(後略)⁽²¹⁾

・長享元年十月晦日条⁽²¹⁾

(前略) 鹿苑院三幅一對。裝裱太結構。為禮謝院主來當軒之由白之。(後略)

文明十九年二月六日条より長享元年十月晦日に至る一連の記述か

らは、「鹿苑院三幅一對」の伝来と修理経過(表装の改装)について知ることができる。

六月八日条には亀泉が義政に対して述べた内容が記されている。「鹿苑院三幅一對亂中失却。今所掛三幅一對。近年買之。」という記述から、旧来の鹿苑院所用「三幅一對」が応仁・文明の乱の最中に失われ、現在のものは近年購入したという所蔵品の変遷が窺われる。

また「張思恭筆釋迦也。」とあることから、ここでは「三幅一對」の語と「張思恭筆釋迦」の語とは限りなく同義に近いと判断される。前項 a) で取り上げた逆修の記述には単に「本尊張思恭筆釋迦」とある。逆修の際にも文殊普賢を伴う三幅一對として用いられたのである。あるいは「平常之時」の室礼が文殊普賢を伴う三幅一對であり、逆修では中央に「思恭筆釋迦」のみを重複で用い、左右に「開山像」及び「相公御俗體之御壽像」を配したと理解すべきであろうか。同条では義政の言「鹿苑無為之時所掛彩畫釋迦有御覺云々。」、また亀泉の返答「蔭涼軒顏輝筆釋迦三尊有之。」も注目される⁽²²⁾。義政と亀泉との会話の内容から、鹿苑院内にある蔭涼軒が所用する「顏輝筆釋迦三尊」が嘗て存在していたことはほぼ疑いようがないものと目され、当時の相国寺及び各塔頭、各堂舎における絵画受容の在り方について考察する上で興味深い。

「君臺觀左右帳記」(群書類従本)の顏輝の項には「道尺人物鬼神猿山水佛像花鳥ウスタミ色ドリ墨繪」とあり、顏輝は「色ドリ」即ち「彩畫」も熟したことが知られる。しかし、亀泉による「蔭涼軒顏輝筆釋迦三尊有之。」という返答は、義政の質問の意図から些か外れて

いるように思われる。義政は「彩畫」の「釋迦」という表現様式と圖像との双方の問題について確認することを意図しているものと目されるが、亀泉は「釋迦」という圖像の問題に重点を置いて回答している。本説で取り上げている一連の記述には、「張思恭筆釋迦」の表現様式について記す箇所はない。しかしながら、義政の「蔭涼之三幅者能覺之。本坊之三幅不分明云々」という様子から、義政は蔭涼軒所用の「顔輝筆釋迦三尊」については鮮明に記憶しているものと解され、「張思恭筆釋迦」が「彩畫」に相当するからこそ、義政は蔭涼軒所用の「顔輝筆釋迦三尊」とは別に記憶している「彩畫釋迦」について敢えて述べたのではないだろうか。

次に、本筋からは外れるが、相国寺で受容された舶載絵画の問題に関連して、附言しておきたいことがある。管見の限り先行研究での指摘は見出されないが、当該絵画と伊藤若冲によって〈動植彩繪〉と共に相国寺へと寄進された〈釈迦三尊像〉(図1)の三幅対とは何の関係も無いのであろうか。踏み込んで述べれば、若冲筆〈釈迦三尊像〉の元になったとされる東福寺旧蔵の張思恭筆〈釋迦三尊像〉(図2)が鹿苑院所用の「釋迦三尊像」に該当する可能性は皆無なのであろうか。

若冲筆〈釋迦三尊像〉の制作時期については諸説あるものの、上限は宝暦七年(一七五七)頃、下限は本作品が相国寺に寄進される明和二年(一七六五)九月以前とする見解が確認できる²³⁾。瞥見したところでは、『東福寺誌』天明五年(一七八五)九月条に付されている(大本山東福寺並塔頭寶物目録)²⁴⁾、また、寛政十一年(一七九九)に発行



図1 釋迦三尊像(三幅対) 伊藤若冲筆 相国寺所蔵

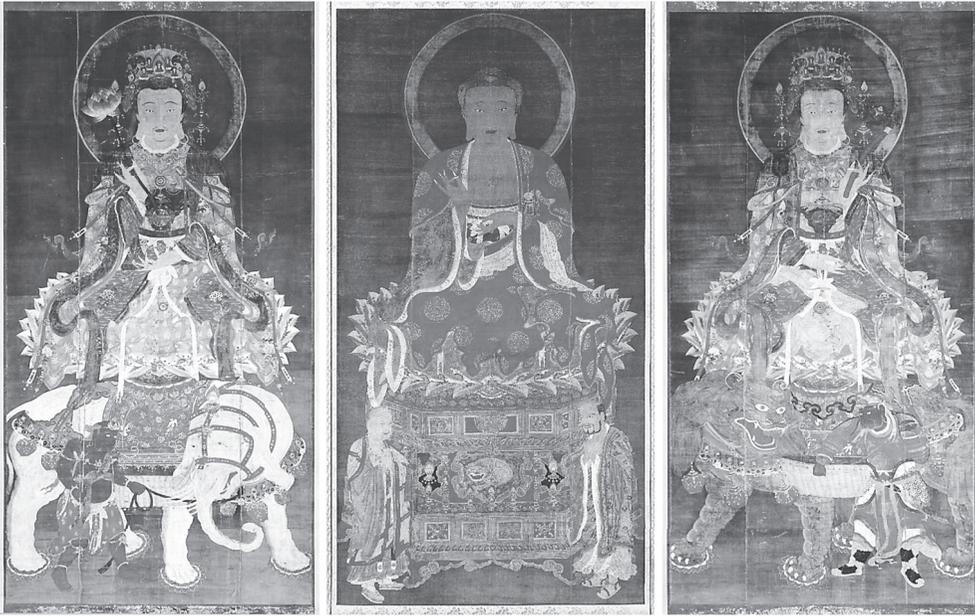


図2 釋迦三尊像（三幅対） 張思恭筆（東福寺旧蔵）

【中央】 釋迦如来像：クリーブランド美術館所蔵 CCO (クリエイティブ・コモンズ・ゼロ)

【左右】 普賢・文殊像：静嘉堂文庫美術館所蔵 ©静嘉堂文庫美術館イメージアーカイブ/DNPartcom

※許可無く複製することを禁止する

された『都林泉名勝圖會』の「東福寺什宝」の項に張思恭筆「釋迦文殊普賢」の三幅対は見出されない。後者には単幅の張思恭筆「釋迦文殊普賢」は見出されるものの、員数の構成が相違しており該当しないことは明白である。

当然、東福寺には先に挙げた「大本山東福寺並塔頭寶物目録」から漏れた絵画資料も多数存在したと考えられるが、若冲が「動植綵絵寄進状」に「巧妙無比」と記した張思恭筆（釈迦三尊像）が見落とされたのは何故であろうか。同寄進状に「張思恭畫迦文々殊普賢像」と記すのみで、その伝来を記さないことについても考察の余地がある。²⁶⁾

さて、六月八日条での第一の記録の目的は、「表昏事外不好也。自然古表昏御座之時。御寄進仰之由。院主連々被白之。」の記述にある。亀泉より「鹿苑院三幅一對」の表装が相応しくないので、しかるべき裂があれば御寄進いただきたい旨、鹿苑院主が以前から訴えていることが述べられる。義政は相阿弥を召して寸法を確認させ、報告させるよう命じている。

続く六月九日条、同十二日条、同十六日条には一連の経過が述べられている。六月九日条に「釋迦文殊普賢」とあり、初めて三幅一對各幅の具体的な主題が確認できる。同十二日条では「三幅皆可為本尊表昏。」という義政の指示が確認できる。²⁷⁾ 同十六日条には、相阿弥の元へ「鹿苑院釋迦三尊」が送られ、いよいよ修理が始められることが記される。

約四ヶ月後の長享元年十月廿二日条には表装が終わり、表装裂が金欄とされたことが記されている。先の考察の通り、「鹿苑院釋迦三尊」

が「彩畫」であったとすれば、金欄の表装と相俟つて、華やかな様子
と厳かな雰囲気とを兼ね備えた取り合わせであったと想像される。

さらに、長享元年十月晦日条には、鹿苑院主が亀泉の元を訪れ、改
められた張思恭筆三幅一對（釋迦三尊像）の表装について、「装楷太
結構」と納得し、礼を述べに来たことが記されている。

(三) 大智院「三幅一對」〔大智畫〕

a) 大智院御成の室礼

・文明十九年六月五日条

（前略）早且以棕子曰驚大智御成事。（中略）袖和頰同途而在大智。（中略）紳主座
客殿御所間。御後架點檢之。客殿掛三幅一對。金欄表帟也。本尊出山釋迦。馬遠
筆。脇山水人形有之。馬麟筆。普廣院殿御代。當院龍虎繪。牧溪筆。掛之秉拂寮。
相公遣見之。以此三幅為替龍虎繪被召之。于今此三幅在當院也云々。院主維馨和
尚語之。（後略）

本条には相国寺大智院への御成の様子が記される。大智院は相国寺
第二世であり、事実上の開山である普明國師春屋妙葩の相国寺内にお
ける塔所である。春屋妙葩は義満が嵯峨に創建した寶幢寺の開山始祖
でもあり、春屋妙葩の寿塔が置かれる寶幢寺塔頭の鹿王院と大智院と
は、一時期まで本末の關係にあつた。²⁸⁾ 現在、寶幢寺は廢絶し鹿王院
のみが残る。詳細は次節で触れるが、鹿王院と大智院の本末關係は、
御成の室礼や相国寺における絵画受容について考察する上で、甚だ重
要な問題を含んでいる。

さて、六月五日条には御成の室礼として大智院客殿に用いられた三

幅一對について、画題や筆者、來歴が具体的に記される。「本尊」（中
幅）は「馬遠筆」の「出山釋迦」。「脇」（左右幅）は「馬麟筆」の「山
水人形」とある。

來歴については普廣院（義教）の時代に、大智院什物であった「牧
溪筆」の「龍虎繪」を召し上げるため、当該絵画、即ち馬遠筆（出山
釋迦図）・馬麟筆（山水人物図）の三幅対が代替品とされたことを述
べる。

文明十九年は普明國師春屋妙葩の百年忌の年であり、『蔭涼軒日録』
には命日の翌日にあたる八月十三日条に本院鹿王院での仏事、六月
十三日条に大智院での豫修法要の記録が見出される。大智院での豫修
法要の室礼については詳細な記述が見出されず、義政御成の際と同じ
馬遠筆（出山釋迦図）を本尊とする三幅対の室礼がなされたかは不明
である。この点については、鹿王院への御成の詳細と併せて本章第五
節で改めて触れることにする。

b) 什物の召上と下賜

・永享八年四月十五日条²⁹⁾

西蔵主寮所掛之龍虎繪被召之。大智院常住物也。乃以三幅一對繪被換之。

・永享八年五月十三日条³¹⁾

鹿王院御成。御齋。上進物。御小袖三重。盆一枚。君澤山水繪四幅。牧溪龍虎二幅。
高檀帟。相原各十帖也。與西堂二級之事伺之。則有命。

両条には前項 a) で触れた文明十九年六月五日条の内容と関連する
記述が見出される。永享八年四月十五日条には「西蔵主寮」（文明十九
年六月五日条では「秉拂寮」と記す）に掛けた大智院所用の「龍虎

繪」が召し上げられ、「三幅一對繪」と交換されたことが記される。「常住」の語は、ふだん、常の意に解され、大智院所用の什物であったことを指すと目される。なお本条では「龍虎繪」が牧溪筆であることは記されていない。

同年五月十五日条は鹿王院御成の際の上進物を記している。この中に「牧溪龍虎二幅」が見出される。今日、牧溪筆の龍虎図は複数確認されており、両条の龍虎図を同一のものとする積極的な理由は存在しない。しかし、先に触れた鹿王院と大智院との本末関係、また四月十五日より五月十三日という一ヶ月弱の時間差を顧慮すれば、四月十五日に召し上げ（献上）の準備がはじまり、大智院を末寺とする鹿王院への御成の際に義教へ献上したとしても不自然ではあるまい。

(四) 普廣院十六羅漢

・文明十八年七月十四日条⁽³²⁾

〔前略〕御成普廣院。愚先人于普廣院客殿一覽。立支關之外奉待。台輿御。台輿。

則愚前引入客殿。本尊御燒香。次觀仲和尚木像。次普廣院殿木像御燒香。新米一獻淨水三獻了。還御。客殿裡十六羅漢像掛之。秦仲筆。慶雲院殿御寄進云々。(後略)

・文明十九年七月十四日条⁽³³⁾

〔前略〕御成普廣院。愚先人于普廣客殿。一覽立支關之外。奉御。台輿。御。台輿。則愚前引入客殿。本尊御燒香。次觀仲和尚木像。次普廣院殿御前。置卓新米一獻。

淨水三獻。於木像前沈水一炷。還御。客殿掛十六羅漢。(後略)

『萬年山聯芳録』⁽³⁴⁾によれば、普廣院は旧号を乾徳院と称し、観中中

諦の解印に伴って休憩地とするため、義満によって創建された。後に六代義教の祠堂となった際、号を普廣院と改められた。塔主は観中中諦の法脈に連なる。前章において確認した通り普廣院では、毎年六月二十四日に義教の年忌のため、七月十四日は施食の焼香のために義政の御成がある。

本節で挙げた両条には、普廣院客殿に「十六羅漢像」を掛けた記録が見出される。特に文明十八年七月十四日条では、十六羅漢像について「秦仲筆。慶雲院殿御寄進云々。」と記している。筆者「秦仲」は「信忠」と同音であり、「君臺觀左右帳記」(諸本)にその名が見出され、奈良国立博物館本(十王図)や永源寺本(地藏十王図)の筆者としても知られる陸信忠と同一の画家である可能性が高い。

更には、両条に記される「十六羅漢像」が相国寺に伝来する陸信忠筆(十六羅漢図)(十六幅)(図4)に相当する可能性もあると筆者は考えている。管見の限りでは、本条の記録を相国寺伝来の陸信忠筆(十六羅漢図)と結びつけた先行研究は見出されない。『相国寺史料』(参観寮日記)、安永二年十一月某日条には、普廣院の什物であった陸信忠筆(十六羅漢図)(十六幅)が、本山相国寺の管理下へと移動されたことが記される。

更に遡る記録として、近世鹿苑寺二世鳳林承章の日記である『隔莫記』の記述が挙げられる。『隔莫記』承応四年(一六五五)四月二日条には、普廣院において執り行われた観中中諦の二百五十年遠忌の様子⁽³⁶⁾が記されており、堂内の莊嚴に関して「令掛十六羅漢也」と記述されている。文明十九年から承応四年までは百六十八年の開きがあ

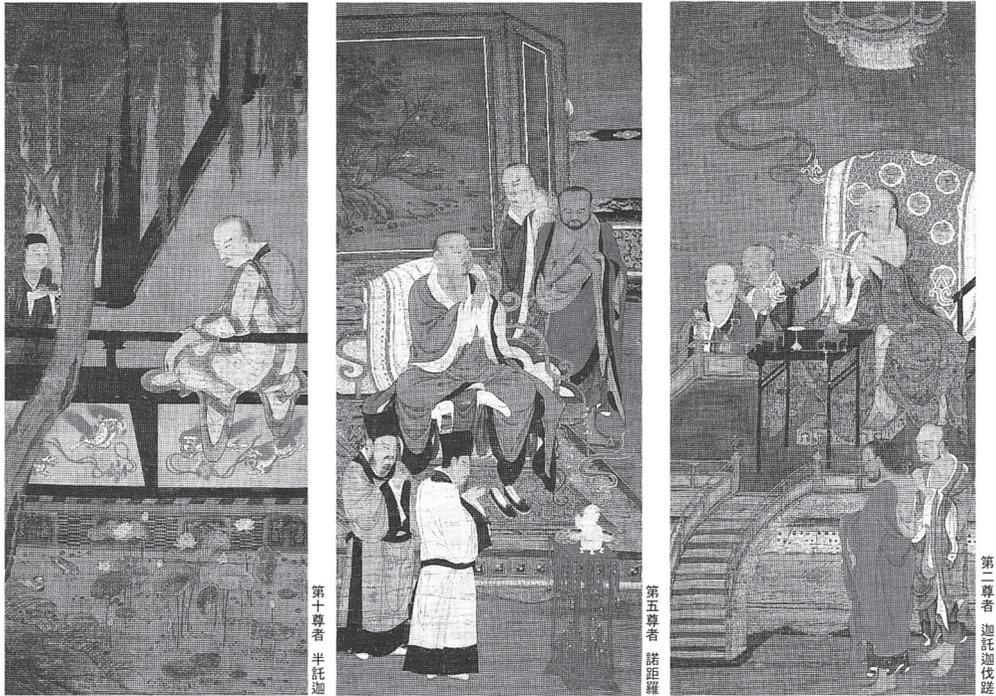


図4 十六羅漢図（十六幅のうち） 陸信忠筆 相国寺所蔵

るものの、陸信筆（十六羅漢図）が二件以上普廣院に伝来した、あるいは百六十八年の間に同一画家による同一主題の作品が度々出入りしたとは考え難い。本章第五節で触れる文正筆（鳴鶴図）の例もあり、『蔭涼軒日録』、『隔菴記』、『相国寺史料』（『参暇寮日記』）の各史料に普廣院の什物として記される陸信忠筆（十六羅漢図）を同一作品と看做す方が妥当であろう。

以上の考察が認められるならば、毎年七月十四日に実施された普廣院での施食に際して、義政在世時には鮮明な彩色の施された陸信忠筆（十六羅漢図）十六幅が室礼として用いられていたことになる。前節で触れた鹿苑院所用の張思恭筆三幅一對（釋迦三尊像）の伝来や表現様式とも関連する問題である。陸信忠、張思恭とも、「君臺觀左右帳記」（諸本）に名前が見える一方、中国絵画史分野では逸伝の画家として紹介されることも興味深い。

（五）鹿王院普明國師一百年忌の將軍御成と室礼

a) 問題の所在

『蔭涼軒日録』文明十九年八月十三日条、鹿王院において行われた春屋妙葩一百年忌への義政の御成に関する室礼の記録は、美術史分野の先行研究において度々取り上げられてきた。第一の理由として、現在まで相国寺に伝来する名品、文正筆（鳴鶴図）（図5）についての詳細な記述が挙げられる。鹿王院への義政の御成という記念碑的な出来事において、元末明初の優れた舶載絵画が用いられたことと、文正筆（鳴鶴図）が有する絶海中津請来という由緒とが相俟って、本条

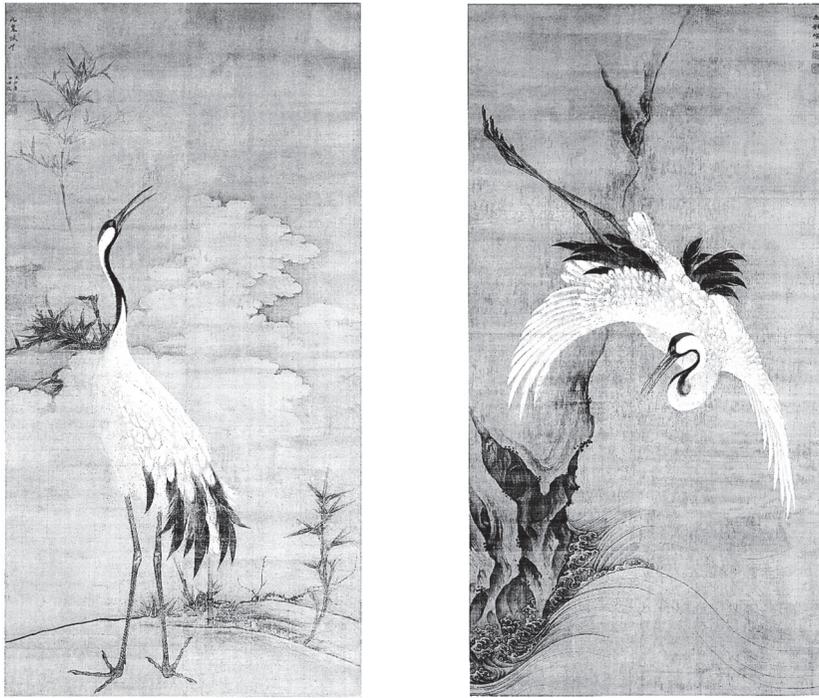


図5 鳴鶴図 文正筆 相国寺所蔵

の記述は文正筆（鳴鶴図）について語る上で欠かすことの出来ない史料として扱われてきた。

しかしながら、先行研究の蓄積にも拘わらず、本条の記録を詳細かつ正確に取り上げたものとしては、唯一、小川裕充氏の研究が挙げられるのみである。なお、小川裕充氏の目的は文正筆（鳴鶴図）を歴史的に位置づけることにあり、『蔭涼軒日録』に対する史料批判が主目的ではない。また近年のものとして板倉聖哲氏の研究があり、文正筆（鳴鶴図）に対する絵画史的な理解が一層深められている。

筆者の最終的な目的も絵画史的な問題の考察にあり、小川氏、板倉氏の研究を目標とするところであるが、紙面の関係も鑑み、文正筆（鳴鶴図）の様式的な問題や鹿王院什物の伝来については、これらの問題を中心に据えて別の機会に改めて述べたいと思う。本稿では絵画史的な考察の前提として『蔭涼軒日録』の記録を精査し、問題点を挙げておきたい。

・文明十九年八月八日条^⑩

（前略）次來十三日普明國師一百年忌。於鹿王院營佛事。亂後為竹椽之體。雖然不顧聊爾御成事其望也。故彼院主松嶺和尚昨日來于愚攸。如此被曰。御成御燒香如何。然者隋例御齋可調之。（後略）

・文明十九年八月九日条^⑪

（前略）剃頭乃謁鹿王院。先入昭堂一覽。院主松嶺。雲居高先。兩翁出迎之。（中略）入方丈歷覽。件々加意見。客殿半作之故不可為御座敷。以侍眞寮可為御座敷由議定。即就侍眞寮齋會。院主雲居高先和尚。茂叔及愚齋。菜十二種。汁三□麵。煖。菓子九種。茶了歸。吳道士觀音像。本尊掛之。脇鶴畫。掛様左右誤乎。左云

九阜喉月。右云赤壁横江。相傳云士廉筆。自大唐來時。於大洋船中見冲天鶴。此鶴鳴云々。士廉筆誤歟。細點檢之。宗右為士廉筆。有印宗石。由之觀之宗石筆歟。

芥室前庭右仁庵主立之云々。(後略)

・文明十九年八月十三日条

(前略) 往鹿王院。先入昭堂一覽。次御棧敷。次御成之座敷中居坊也。三幅一對大智畫也。御所間御後架。次本坊芥室歷覽。三幅一對。吳道子觀音。脇宗石鶴。先日之掛様果誤。左赤壁。右九阜也。(中略) 時走之力者唱御成。愚立鹿王摺門之外奉待。台輿。奉卸之則愚前引入御棧敷。々々在西之方。御著座。相公自簾中昭堂中歷覽之。問曰。殿上所掛之畫何。答曰。十六羅漢。此昭堂能相殘。愚諾曰。本堂以下不殘。柱悉毀之。只昭堂一所殘。昭堂亦悉廢壞。院主數年之間如此修復。御棧敷亦曾在東之方。々々悉廢壞之故。今如此在西之方。本尊左右者十人弟子也。一亂之始。本尊并十弟子皆預置北等持。十弟之内一弟失却。二十余年處々雖尋之不得。近日自梅尾之護摩堂尋出之。故一體甚古體之者有之。(中略) 一覽御前膳入御座敷。(中略) 御成于御所間。次御後架。御手水周茂喝食勤之。御手水了。(中略) 先可有御一覽泉水。愚先往本房。御透之路調之。以前引入本房。熟覽東面之泉水。(中略) 相公入芥室内御歷覽。愚曰。此芥室額。横川所筆也。額古文本地字(錄)青也。開山墨蹟一對并開山國師之眞蹟也。御覽三幅。愚云。本尊觀音吳道子筆。脇之鶴各九阜也。自大唐來時。於船中見冲天鶴。此畫鶴鳴之由白之□□相公鳥有之事也。可思食。相公問曰。曾有細字之者如何。愚不知為何者。答曰當院什物一亂中悉失却。今無一物云々。還御。(後略)

兩条及び関連する諸々の記録から、鹿王院御成の準備は院主を努めていた松嶺智岳に任される部分が大きかったものと推測される。

文明十九年八月八日条からは、応仁・文明の乱により鹿王院は荒れ

ているが、院主松嶺は御成を強く望んでいることが窺える。御成のために前例を踏まえて準備を調えることも付言されている。

八月九日条には点検のため鹿王院を訪ねた亀泉を院主松嶺と天龍寺開山塔である雲居庵の景照高先が出迎えている。その後、堂宇を歴覧し、仏像・位牌・什物や室札について確認しており、その途中で、先行研究でも度々取り上げられる文正筆(鳴鶴図)に関する記述が見出される。当該絵画の筆者や左右幅の配置に関して、亀泉が監修する内容が確認できる。

以上の様子から、鹿王院御成の室札は院主松嶺が主体となり、亀泉が監修するという関係性が窺われる。これは鹿王院及び大智院における什物の管理や、御成の室札に要する備品準備の在り方に関わり、延いては絵画資料の受容や伝来にも関わる問題である。個々の資料に対する詳細は控えるが、問題点のみ次項b)で触れておきたい。

b) 大智畫と文正筆(鳴鶴図)の問題

十三日条には「三幅一對大智畫也。」とあり、多くの先行研究では「大智畫」の語と大智院旧蔵の文正筆(鳴鶴図)とが混同されてきた⁴³⁾。しかしながら、先に触れた小川裕充氏の論考により、既に正確な解釈がなされている。即ち、「三幅一對大智畫」は半作の客殿に代わって御成の御座敷とされた侍眞寮に用いられているのであり、他方の文正筆(鳴鶴図)が芥室の室札として用いられていることは記述の内容、順序、時間経過から判断して明白である。

ここで思い起こされるのが先の本章第三節で確認した内容である。即ち、相国寺大智院には馬遠筆(出山釋迦図)・馬麟筆(山水人物図)

の三幅対が伝来し、これは義教の時代に大智院什物であった牧溪筆「龍虎繪」と引き換えられたものと確認した。この大智院所用の馬遠筆「出山釋迦図」を本尊とする三幅対こそが「大智畫」に相当するのではあるまいか。

本章第三節の通り、馬遠筆「出山釋迦図」の三幅対が記録されているのは、僅か二ヶ月前の六月五日条であり、まさに大智院への義政御成があった際の室礼の記録である。これを踏まえているからこそ「大智畫」の語を固有名詞として使用し得るもの考える。

亀泉は単に、御成の御座敷に用いられている三幅一對の絵画が、複数ある大智院什物の一つであることを確認するために「大智畫」と記しているのではない。将軍御成に相応しい義教より下賜された大智院所用の由緒ある三幅一對が、普明國師意一百年忌の御成に際して、御座敷に用いられたことを記録しているのである。

他方、文正筆「鳴鶴図」については、八月九日及び同十三日両条において、不確実な内容が大半を占める。例えば、左右幅を誤ったこと、筆者の款記を誤読したことなど、御成の御座敷に用いる絵画としては由緒が曖昧であり、関係者の「鳴鶴図」に対する認識が甘い。「鳴鶴図」が絵画として優れていることは筆者も認めるところであるが、御成の中心に据えられる絵画としては不安を覚える。

「吳道子觀音」と「鳴鶴図」とを併せた三幅対が由緒ある大智院の什物であったならば、何故に亀泉は「鳴鶴図」の筆者を記憶せず、八月九日条が記すように、わざわざ鹿王院という場において、「鳴鶴図」の細部を点検したのであろうか。大智院への御成があった六月五日条

や、大智院において普明國師一百年忌が豫修された六月十三条に「吳道子觀音」や「鳴鶴図」についての記述が見出されないことにも疑問が残る。

なお両条の記述から、この時点では「鳴鶴図」に関する絶海中津請来の伝承は存在しないと看做される。絶海中津の請来の伝承については引き続き検証が必要であるが、寛政十一年（一七九九）の奥付を有する『都林泉名勝圖會』¹⁵にも文正筆「鳴鶴図」については記すものの、絶海中津の由緒については触れておらず、伝承が定着したのは近世以降のことかもしれない。

ただし、本節で取り上げた諸々の記録の後、いかなる経緯で「鳴鶴図」が大智院所用の確たる什物として受容されていったのかという点については本研究の今後の課題である。

四、結びにかえて

本稿では『蔭涼軒日録』の精査・検討を行い、主に応仁・文明の乱以降の相国寺における絵画受容の問題について考察を加えてきた。絵画史に関わる問題を取り上げながら、『蔭涼軒日録』の記述に関する考察に終始し、現存作例を取り上げる機会が少なく、表現様式分析に基づいた考察が皆無であったことについては批判を免れ得ない。

一方で美術史分野、日本史分野、双方の先行研究では殆ど指摘されて来なかった問題、すなわち義教・義政の代における御成の変遷、応仁・文明の乱以降の相国寺における御成及び法要の復興について取り

上げることにより、当該時期の相国寺における絵画受容の様子が垣間見られた。

相国寺内の主要な塔頭においては御成に際して用いられる絵画が、その目的や内容によって適宜使い分けられていたと目されること、御成の室礼に用いられる絵画には歴代將軍の寄進によるものが多く見出されたこと、塔頭ごとに所用の絵画が管理され、恒例化した御成では室礼に用いられる絵画も固定化していたと目されることなど、従来触れられることのなかった諸点について、今後一層、慎重かつ詳細に考察を深化させていかねばならないと考えている。

本稿での考察に伴い、様々な課題が浮かび上がってきたことも否定できない。例えば、本稿では考察に至らなかったが、本稿で垣間見られた相国寺における絵画受容の状況と『御物御畫目録』、『室町殿行幸御鎔記』、『小河御所并東山殿御鎔記』、『君臺觀左右帳記』（諸本）の内容とには、共通点を見出し難い。即ち、『御物御畫目録』に記される画家の大半が「君臺觀左右帳記」（諸本）において「上」の評価を賦与されるのに対し、『蔭涼軒日録』に見出された陸信忠や文正（士廉）といった画家は「下」の評価を受けている。普廣院旧蔵の陸信忠筆（十六羅漢図）や文正筆（鳴鶴図）が優品であることは疑いようがなく、必ずしも「下」の評価が作品としての優劣を正当に示すものは看做されない。何より『小河御所并東山殿御鎔記』、『絵之筆者上中下』の部、冒頭の標題「君臺觀左右帳記」の右に「キソウウコウテイノミタカラノコテン」とルビを入れながら、徽宗崩御後の元代以降の画家を含めることは、評価の矛盾を端的に示している。

また、『室町殿行幸御鎔記』では室町殿の南向会所の室礼に東京国立博物館所蔵の国宝梁楷筆（出山釈迦図・雪景山水図）と目される記述が見出される。また『蔭涼軒日録』、文正元年正月廿五日条には「（前略）御會所本尊大觀音。脇猿鶴。人皆曰奇也。（後略）」とあり、大徳寺所蔵の国宝牧溪筆（觀音猿鶴図）（図6）が室町殿の会所に用いられている。すなわち、『蔭涼軒日録』に記される相国寺所用の絵画と、將軍御所で用いられる絵画との間にも、画家の性格や表現様式といった点において相違が見出される。

あるいは、『蔭涼軒日録』、文明十七年十一月二日条には義政の指示による絵画制作の様子が記され、「御物畫中有李龍眠」、「自御倉取出」といった記述が見られる。同年十一月廿四日条にも「文殊維摩李龍眠筆。牛二幅李迪。此三幅一對。為畫本被出之。」とある。義政の指示による絵画制作の事例からは、將軍家御物の絵画が参照される様子や、將軍家御物の保存と活用の様相が窺われる。

古典としての絵画、古典に習った絵画、舶載品としての新たな絵画、それぞれに対する受容の在り方を丁寧に見極めていくことが、「東山御物」の形成過程や、未だ明らかにされていない義満の北山殿における絵画受容の在り方といった問題について理解を深めることに繋がるものと考えられる。課題は多岐に亘り、容易に解決できない問題が数多く横たわっているが、引き続き十五世紀における絵画受容の諸相について考察を継続していく。



図6 観音猿鶴図 牧谿筆 大徳寺所蔵

〔附記〕

本稿での画像の使用に際して、御協力を賜りました左記の関係機関に深く御礼を申し上げます。個人のお名前は控えさせていただきますが、直接、御教示、御指導を賜りました皆様に心より御礼を申し上げます。(敬称略。五十音順)

クリーブランド美術館、相国寺、静嘉堂文庫美術館、大徳寺、大日本印刷アートコミュニケーションズ、東京国立博物館。

また、鹿苑寺での調査研究及び本稿の執筆に際して、鹿苑寺執事長澤宗泰様を初め、執事和田賢明様、事務長前田真一様より様々な御指導と多大なる御協力を賜りました。また、鹿苑寺の職員の皆様、鹿苑寺に関する諸々の仕事に携わる皆様からも多方面に亘り御教示、御協力を賜りました。皆様に心より御礼を申し上げます。

最後になりましたが、文献史料の解釈をはじめ、筆者の至らぬ点について御指摘いただき、また今後の研究の参考になる有意義な御教示を賜りました査読者の先生方に深く御礼を申し上げます。

なお本稿末の英文要旨については論文翻訳会社ユレイタス(会社名はクリムゾンインタラクティブ)に依頼し、協力を賜りました。

The author thanks Crimson Interactive Pvt. Ltd. (Ulatas) -www.ulatasp.jp for their assistance in manuscript translation and editing.

〔注〕

(1) 佐藤豊三「将軍家『御成』について」(二)一室町将軍家の御成」(金

- 鮫叢書 創刊号』所収) 徳川黎明会、一九七四年。
 (2) 『蔭涼軒日録二』(増補史料大成第二十二巻(蔭涼軒日録二)) 所収) 臨川書店、一九七九年。289頁。290頁。
 (3) ここでは『蔭涼軒日録』の「顯山相公御寄進于相国方丈」という記述に沿って四代義持の寄進としたが、次項で確認する通り、実際には六代義教の寄進と解するのが良いと思われる。
 (4) 前掲書注2 (蔭涼軒日録二)。417頁。419頁。
 (5) この点に関して、査読された先生より「義滿が絵を寄進したということに関連して、義教の時に方丈で「布袋」を題に偈頌が作成されたようであるが、これは画に義教が著賛した、つまり賛文を寄進したという意味ではないか」との御教示を賜った。とすれば、義滿寄進による牧溪筆布袋図に、義教によって後賛が施されたことになり、寺家に相伝された絵画に対する將軍義教の権限の在り方や相国寺における絵画受容の一例として甚だ興味深い。ただし次節で確認する通り、文明十九年廿四日条では本三幅対の中幅(布袋図)について、後日、相阿弥が遣わされ、賛には「約翁」とあったことが亀泉より義政に報告されている。すなわち、(布袋図)の賛者を義教とは看做し難く、義教によって寄進された際には、(布袋図)を題と為して、当該絵画とは別に偈頌が作成されたと解釈するのは誤りであろうか。この点については検討を続けていきたい。
 (6) 前掲書注2 (蔭涼軒日録二)。419頁。421頁。
 (7) 前掲書注2 (蔭涼軒日録二)。423頁。426頁。
 (8) 前掲書注2 (蔭涼軒日録二)。428頁。429頁。
 (9) 前掲書注2 (蔭涼軒日録二)。429頁。430頁。
 (10) 前掲書注2 (蔭涼軒日録二)。458頁。459頁。
 (11) 前掲書注2 (蔭涼軒日録二)。468頁。
 (12) 前掲書注2 (蔭涼軒日録二)。532頁。525頁。
 (13) 前掲書注2 (蔭涼軒日録二)。432頁。433頁。
 (14) 前掲書注2 (蔭涼軒日録二)。433頁。
 (15) 前掲書注2 (蔭涼軒日録二)。453頁。454頁。
 (16) 前掲書注2 (蔭涼軒日録二)。498頁。499頁。
 (17) 前掲書注2 (蔭涼軒日録二)。499頁。500頁。
 (18) 前掲書注2 (蔭涼軒日録二)。501頁。503頁。
 (19) 前掲書注2 (蔭涼軒日録二)。504頁。505頁。
 (20) 『蔭涼軒日録三』(増補史料大成第二十二巻(蔭涼軒日録三)) 所収) 臨川書店、一九八〇年(第二刷)。8頁。9頁。
 (21) 前掲書注20 (蔭涼軒日録三)。12頁。
 (22) 義政の言にある「無為之時」が意味するところについて、筆者は当初、『日本国語大辞典』第一義の「(形動) 自然にまかせて、作為するところのないこと。また、そのさま。おい。」をはじめとして、『広辞苑』や『大漢和辞典』にある同義の内容から、前項a)で挙げた文明十九年三月廿六日条にある「平常之時」と同義と看做していた。この点について、査読された先生より「ここでの「無為」はこの史料の文脈では「乱中」に対応するもので、筆者の言う日常・平常という意味での「無為」とは違うのではないか。つまりここでは「乱中」錯乱以前の状態を指すのではないか」との御指摘をいただいた。筆者も当該箇所について、文脈から義政と亀泉の発言が応仁の乱以前の状況を前提としていることは理解していたものの、単に「無為之時」と記すのみでも両者の会話が成り立つものと目され、敢えて「鹿苑」を含めて「鹿苑無為之時」と記されているところに注視したことにより解釈の齟齬が生じてしまった。また『蔭涼軒日録』では応仁の乱以前の状況を指す場合に「曾」或いは「亂前」の語が度々使用されていることも一因であった。査読の指摘を踏まえて大日本史料データベースを参照したところ、『宗賢卿記』応仁元年(一四六七)の記述に「十月二日、相國寺塔頭炎上、三日、相國寺焼失(後略)」、「相國寺前任籍」同年十月三日条に「敵軍攻寺、從庫堂出火、七堂并東方諸院鹿苑一時為焦土、また『蔭涼軒日録』文明十六年八月二十七日条には「(前略)為鹿苑院本房造營御寄進。公帖書立。(後略)」とあることを確認した。即ち「鹿苑無為之時」は鹿苑院が焼失し再建されるまでの有事の時期に対する表現であり、本稿では査読者の指摘する通り、「乱中」錯乱以前の狀態

を指す」ものと解釈する。この指摘に従うならば、鹿苑院にはかつて、鹿苑院本坊所用の失われた「鹿苑院三幅一對」及び蔭涼軒の「蔭涼軒顔輝筆釋迦三尊」が存在し、前者と一致するかどうかは定かでないものの、義政の記憶に僅かに留められている「鹿苑無為之時所掛彩畫釋迦」なる絵画も存在した可能性があることになる。また、義政も亀泉も鹿苑院本坊所用の失われた「鹿苑院三幅一對」と「蔭涼軒顔輝筆釋迦三尊」とが一致する可能性については一切言及していないので、鹿苑院本坊と蔭涼軒とで別の「三幅一對」を所有していたと理解するのが妥当かと目される。

(23) 辻惟雄氏は一九七四年の段階では、若冲筆（釋迦三尊像）の制作時期について（釋迦三尊像）に記された款記の書体の特徴が寄進状（末尾に明和二年（一七六五）九月とある）と一致することから、明和二年の寄進に近い時期とされている。近年では太田彩氏の研究があり、太田氏は先の辻氏の見解を踏襲しつつも、若冲筆（釋迦三尊像）の制作については、宝暦五年（一七五五）銘を有する作品群と同じ印章が用いられていることから、動植綵絵に着手する以前あるいは着手後の比較的早い時期（宝暦七年頃）とする説を提出されている。【参考文献】1、辻惟雄『若冲』講談社、二〇一五年（ただし原本は辻惟雄『若冲』美術出版社、一九七四年）。2、太田彩『釋迦三尊像』と《動植綵絵》―若冲、畢生の作品を探る―（『生誕300年記念 若冲展』（展覧会図録）所収）東京都美術館・日本経済新聞社・NHK・NHKプロモーション、二〇一六年。

(24) 『東福寺誌』思文閣出版、一九七九年（復刻版発行）。104頁、104頁
(25) 『都林泉名勝圖會 卷三』（『新修京都叢書（第9巻）』所収。臨川書店、一九七六年（再版発行）。310頁、312頁。）

(26) 本稿では、現在、米国クリブランド美術館及び静嘉堂文庫美術館に分蔵される張思恭筆（釈迦三尊像）を「東福寺旧蔵」とする典拠について確認し得なかった。筆者の無学により基本文献を見落とししている可能性がある。若冲が制作に際して、相国寺を初めとした諸寺院に伝来する船載絵画を適宜参照したことは諸先学によって度々指摘されて

いるところであるが、若冲によって伝張思恭筆（釋迦三尊像）の模写がなされた当時、当該作品の所蔵場所が東福寺であったことを明示する史料、また当該作品の伝来に関わる史料について捜索を続け、学会において本作品が「東福寺旧蔵」と認識された時期や、初めて「東福寺旧蔵」と記した先行研究について検証を続けていきたい。なお辻惟雄氏は一九七四年の段階では、若冲筆（釋迦三尊像）の比較対象として東福寺旧蔵本ではなく、二尊院蔵（釈迦普賢文殊三尊像）を挙げている。また若冲が模写した伝張思恭画と李朝仏画との関係性についても考察すべき必要性を示唆されている。辻氏も近年の論考では東福寺旧蔵本について触れているが、少なくとも一九七四年の段階で東福寺旧蔵本は広く世間に知られた作品では無かったようである。若冲が「白鶴図」制作の拠り所とした相国寺所蔵文正筆（鳴鶴図）の如く、中世より近世に至るまで、種々の記録に散見される名品の履歴とは対照的である。

(27) 文明十九年六月十二日条にある「三幅皆可為本尊表背」という義政の指示は興味深い。この点について、査読者より「中仏、両脇山水花鳥画」などの水墨画の場合とは違い、ここでは張思恭筆の「三尊仏」三幅一具の仏画の場合は、中尊に合わせた表具（裂の種類・構成・寸法）に取り替えよという義政の命は至極当然のことであろう」という御教示を賜った。掛け軸における表装形式の詳細については渡邊明義氏及び岡岩太郎氏の論考（本註末の参考文献）を参照されたいが、東京国立博物館所蔵の国宝梁楷筆（出山釈迦図・雪景山水図）（図3）は、左幅（雪景山水図）の旧軸木の銘より、応永七年（一四〇〇）、或いは文明十七年（一四八五）の表装形式を留めている可能性が高いとされる。また、中幅を裱褙（真の表装、左右幅を幢褙（行の表装）とする形式が採られ、中幅では本紙と縁との間、また縁と縁との間に「筋」を入れる仏画形式、即ち神仏表装の形式がとられている。例えば、清浄華院所蔵の普悦筆（阿弥陀三尊像）は南宋時代の淡彩を伴う仏画であり、三尊それぞれが独立した三幅対の掛け軸である。明時代のものとして個性豊かな表装裂が用いられ、中幅を裱褙、左右幅を幢褙とする。中



図3 出山釈迦図・雪景山水図（三幅対） 梁楷筆 東京国立博物館所蔵
 画像提供：東京国立博物館 © Image : TNM Image Archives
 ※許可無く複製することを禁止する

幅と左右幅との間に見られる裂配置の規則性は先の梁楷筆〈出山釈迦図・雪景山水図〉と共通する。脇が山水図の如く世俗的な要素の強い画題であるか、中幅と共に三尊形式を構成する仏教的な主題であるかによって、表装形式が使い分けられることは当然のことと受け取られるかもしれないが、主題の組み合わせ、着彩画・水墨画といった表現形式や彩色技法、使用目的などの諸要素により、三幅対における表装形式の使い分けは複雑である。室町時代以降、中幅を裱褙、左右幅を

- 幢楯とする三幅対の典型的な表装形式が確立され、大徳寺所蔵〈観音猿鶴図〉、徳川美術館所蔵〈達磨・政黄牛・郁山主図〉、同館所蔵〈布袋図〉及び〈朝陽・対月図〉、天龍寺所蔵〈達磨図〉及び徳川美術館所蔵〈猿猴図〉など、足利將軍家との関連が指摘される作品では、三幅対の典型的な表装形式や裂配置の規則性が見られる。上記の作例については、現在の表装形式に仕立てられた具体的な時期について先行研究等で言及されている訳ではないが、修理等に際して無闇に表装形式が改変されたとは考え難い。他方、東寺旧蔵〈十二天画像〉や普賢院旧蔵の陸信忠筆〈十六羅漢像〉の如く、仏教儀礼などの同一目的のために使用される一連の諸尊像が、同一の表装形式とされることも当然であろう。即ち、当該時期の表装形式には各幅の主題・画題の組み合わせに加えて、使用目的の問題が大きく関わっている可能性がある。清浄華院所蔵の普悦筆〈阿弥陀三尊像〉の如き表装形式が併存する中で、義政が張思恭筆〈釋迦三尊像〉に後者のような三幅同一の表装形式を用いるよう指示したことを敢えて記しているところに、將軍家周辺における絵画受容の複雑さと関係者の鑑識とが垣間見られるとするのは行きすぎた解釈であろうか。【参考文献】1、『装潢史』（四六章）一般財団法人国宝修理装潢師連盟、二〇一一年。2、『博物館資料保存論』（8装潢の歴史）放送大学教育振興会、二〇一二年。
- (28) 前掲書注2（蔭涼軒日録二）496～497頁。
- (29) 鹿王院文書三四三三号。『鹿王院文書の研究』所収。思文閣出版、二〇〇〇年。
- (30) 『蔭涼軒日録一』（増補史料大成第二十二巻（蔭涼軒日録二））所収）臨川書店、一九七八年。24頁。
- (31) 前掲書注25（蔭涼軒日録一）27頁。
- (32) 前掲書注2（蔭涼軒日録二）223頁。
- (33) 前掲書注2（蔭涼軒日録二）524～526頁。
- (34) 『相国寺史料 別巻 萬年山聯芳録』思文閣出版、一九九七年。131頁。
- (35) 『相国寺史料 第五巻』思文閣出版、一九八九年。159頁。
- (36) 『隔婁記 第三』思文閣出版、二〇〇六年（第二刷）。632～633頁。

- (37) 1、『承天閣美術館名宝図録』承天閣美術館、一九八四年。2、『大本山相国寺・金閣・銀閣秘宝展図録』(展覧会図録)新潟放送、二〇〇二年。3、『京都五山禅の文化』(展覧会図録)日本経済新聞社、二〇〇七年。4、『美術フォーラム21 第15号 相国寺と美術/京都美術曼荼羅』醍醐書房、二〇〇七年。5、『美術フォーラム21 第38号 禅とZEN』醍醐書房、二〇一八年。
- (38) 小川裕充 1、『牧谿—古典主義の変容(上)』(『美術史論叢4』)所収) 東京大学文学部美術史研究室、一九八八年。2、『明画統録小考—相国寺蔵 文正筆 鳴鶴図(対幅)と関連して—』(『美術史論叢7』)所収) 東京大学文学部美術史研究室、一九九一年。3、『黄筌六鶴圖壁畫とその系譜(上)』(『國華 第千六百六十五號』)所収) 國華社、一九九二年。4、『相国寺蔵 文正筆 鳴鶴圖(對幅)(上)』(『國華 第千六百六十六號』)所収) 國華社、一九九三年。5、『相国寺蔵 文正筆 鳴鶴圖(對幅)(中)』(『國華 第千六百八十一號』)所収) 國華社、一九九四年。6、『相国寺蔵 文正筆 鳴鶴圖(對幅)(下)』(『國華 第千六百八十二號』)所収) 國華社、一九九四年。
- (39) 板倉聖哲 1、『明代絵画と雪舟』(展覧会図録) 根津美術館、二〇〇五年。154〜155頁。2、『伊藤若冲が見た東アジア:十八世紀京都画壇が参照した中国・韓国絵画』(『聚美14』)所収) 聚美社、二〇一五年。
- (40) 前掲書注2 (蔭涼軒日録二)。553〜554頁。
- (41) 前掲書注2 (蔭涼軒日録二)。552〜553頁。
- (42) 前掲書注2 (蔭涼軒日録二)。555〜556頁。
- (43) 前掲書注37。
- (44) 前掲書注38。
- (45) 『都林泉名勝圖會卷一』(『新修京都叢書』(第9卷))所収。臨川書店、一九七六年(再版発行)。27頁。
- (46) 前掲書注2 (蔭涼軒日録二)。77〜78頁。
- (47) 前掲書注2 (蔭涼軒日録二)。261頁。
- (48) 前掲書注2 (蔭涼軒日録二)。268〜269頁。

【図の出典】

画像の使用及び出典について、作品名、作者名、所蔵者名は各画像に併せて表記する。またクレジットの表記を必要とする画像については、画像に併せてクレジットを表記する。ここでは、主に出典を記す。

また画像の使用許可について、図1、4、5については相国寺より「画像使用許可書」を賜り、図6については大徳寺より画像使用の許可を賜った。図2の左右幅「普賢・文殊像」については静嘉堂文库美術館と提携するDNPアートコミュニケーションズへの画像利用の手続きを行った。図3についても東京国立博物館と提携するDNPアートコミュニケーションズへの画像利用の手続きを行った。図2の中幅「釈迦像」については、クリーブランド美術館がクリエイティブ・コモンズ・ライセンスのうちCCOを採用し、著作権による利益を放棄して、作品をパブリック・ドメインに置いている。

(図1) 『大本山相国寺・金閣・銀閣寺宝展』北海道新聞社、一九九八年。92頁、94頁、95頁。

(図2) 【中幅「釈迦像」】クリーブランド美術館のホームページよりダウンロード。

【左右幅「普賢・文殊像」】DNPアートコミュニケーションズより提供された画像を使用。

(図3) DNPアートコミュニケーションズより提供された画像を使用。

(図4) 『大本山相国寺・金閣・銀閣寺宝展』北海道新聞社、一九九八年。41頁、43頁、45頁。

(図5) 『日本美術全集 第6巻 テーマ巻①東アジアのなかの日本美術』小学館、二〇一五年。図版番号109。

(図6) 『大徳寺の名宝』大本山大徳寺、二〇一七年。

The Reception of Song/Yuan/Ming Paintings into the Houses of the 15th-century Shoguns and into Temples of Gozan and Jissatsu Rank:

A Focus on Paintings at the Shokokuji Temple as described in *Inryoken Diary*

Takuji YOSHIDA

Abstract

A vast body of research exists on the “Higashiyama Treasures” collection of Chinese art compiled from the time of the third Muromachi shogun to that of the eighth. Yoshimitsu, the third shogun, Yoshinori, the sixth shogun and Yoshimasa, the eighth shogun, are particularly notable for their collections. Given the limited number of resources available in the history of painting, a solid body of research has accumulated on existing works that carry the seal of a shogun’s collector. Precise inspections of important historical materials have been accomplished. These resources include the *Gomotsu On’e Mokuroku* (Record of Paintings among the Treasures); *Muromachi-dono Gyoko Okazariki* (Record of the Royal Visit to Muromachi Hall); *Ogawa no Gosho Narabi ni Higashiyama-dono Okazarizu* (Drawings of Ogawa Hall and Higashiyama Hall); *Kundaikan-souchouki* (Catalogue of the shogunal collection with display instructions) and *Tokai Houkan* (Masters of Painting) among others.

In what is dissimilar to the above materials, which comprise collection records and lists of painters, the *Inryoken Nichiroku* (Inryoken Diary) is the journal of the head of the Inryoken Hall located within the Rokuon’in, one of the sub-temples of Shokokuji. Thus, this resource is of an entirely different character, and it admits relatively little comparison with the other materials. Conventionally, it has largely been referenced in a fragmentary way.

This essay conducts a precise inspection of the *Inryoken Nichiroku* with a focus on its descriptions of paintings received at Shokokuji at that time. These descriptions allow researchers to glimpse the manner in which the paintings were brought into Shokokuji after the Onin-Bunmei Wars. This study intends to discover clues to the continued consideration of the acceptance of Song, Yuan and Ming paintings in the 15th-century houses of the Shoguns and around the major temples of *gozan* and *jissatsu* rank. It also aims to examine the transitions in painting styles during the Muromachi era, through the detailed scrutiny, description and discussion of the content of the *Inryoken Nichiroku*.

Keywords: Muromachi era, Gozan Jissatsu, Song/Yuan/Ming paintings, Inryoken Nichiroku, Shokokuji

